

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成31年2月25日午後3時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 16名にしてその氏名は次のとおり
1番 沼部 清伸 2番 高橋 誠一 4番 船山 利美
5番 安達 芳紀 6番 小野 博 7番 遠藤 敬一
8番 佐藤 一志 9番 浅野 厚司 10番 高橋 隆
11番 錦郡 昌之 12番 島崎 栄一 13番 大河原 清
14番 大武 伸彦 15番 峠田 一徳 16番 本間 仁一
17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
3番 高橋 善一
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 小関 宏司
同 上 事務局長補佐 大坂 登啓
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
5. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報 第2号 南陽市認定農業者の認定について
日程第5 報 第3号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第6 議 第4号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第7 議 第5号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第8 議 第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
日程第9 議 第7号 非農地証明願に対する可否について
日程第10 議 第8号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第11 議 第9号 南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について

小関事務局長 　ただ今上程されました報第3号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。
　本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が3件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計3,834㎡を法人化により借換えするため合意解約するものです。
　2番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外2筆 田 合計6,064㎡を第三者へ所有権移転するため合意解約するものです。
　3番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計2,689㎡を所有権移転するため合意解約するものです。

議長（沼部会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（沼部会長） 　なしの声がありますので、報第3号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 　次に日程第6議第4号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました議第4号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
　本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が2件ありましたので、提案するものであります。
　農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、平成28年4月14日に5条で一時転用許可になりました件の事業変更になります。
　一時転用の終了日を、平成31年3月31日から平成32年3月31日まで一年間延長するものです。

大坂事務局長補佐 2番につきましては、平成28年9月28日に5条で一時転用許可になりました件の事業変更になります。

当初は、高速道路建設工事の資材置場にするための転用計画でしたが、開通にむけた仕上げ工事に入り水路整備工事用地として利用する事業に変更したため、事業計画変更の申し出があったものです。また、一時転用の終了日を、平成31年3月31日から平成32年3月31日まで一年間延長するものです。

議長（沼部会長） ここで現地確認について15番峠田一徳委員より報告をお願いします。

15番
（峠田一徳委員） 2月18日に、私と、本間仁一委員、嶋貫主任の3名で、事業計画変更2件の現地調査を行ってまいりました。すべての案件について、申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） この案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長） ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） ………全員挙手………
全員と認めます。
よって本案件は変更申請どおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第7議第5号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第5号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に対し、所有権移転4件、賃借権設定4件、合計8件の許可申請があったのでご提案するものであります。
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 田 42 m² 畑 447 m² 合計 489 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。

2 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 外 1 筆 畑 合計 524 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。

3 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 田 1,105 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。

4 番につきましては、■■■■が■■■■に、▲▲字▲▲ 田 410 m² について所有権移転したい旨の申出があったものです。

5 番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外 1 筆 田 合計 3,517 m² について、新規の 5 年で 11 月 30 日支払、金納となっております。

6 番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外 2 筆 田 合計 4,801 m² について、新規の 5 年で 10 月 31 日支払、物納となっております。

7 番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外 1 筆 田 合計 2,254 m² について、新規の 10 年で 11 月 30 日支払、物納となっております。

8 番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 外 8 筆 田 3,579 m² 畑 4,059 m² 合計 7,638 m² について、新規の 10 年で 11 月 30 日支払、物納となっております。

議長（沼部会長）

ここで現地調査について担当委員より報告をお願いいたします。議第 5 号 1 番について、8 番佐藤一志委員より報告をお願いいたします。

8 番

（佐藤一志委員）

議長（沼部会長）

すべて管理され問題ないことを確認してきました。

次に、2 番の現地調査について、事務局より報告をお願いします。

大坂事務局長補佐

高橋善一委員が欠席となっておりますので、調査票を預かっておりますので読み上げます。冬季間のため現地は確認できませんでしたが、現地の状況に詳しい方から聞き取りしました。申請地はすべて耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきましたと報告を受けてきました。

議長（沼部会長）

次に、3 番、4 番の現地調査について、7 番遠藤敬一委員より報告をお願いします。

7 番

（遠藤敬一委員）

議長（沼部会長）

2 件との支障なしと確認してきました。元農業委員の平誠一さんから確認しています。

次に、5 番の現地調査について、2 番高橋誠一委員より報告をお願いします。

2番
(高橋誠一委員) 冬季間のため現地は確認できませんでしたが、現地の状況に詳しい方から聞き取りし、申請地はすべて耕作され、周辺農地に影響ないことを確認してきました。

議長 (沼部会長) 最後に、6番、7番、8番の現地調査について、14番大武伸彦委員より報告をお願いします。

14番
(大武伸彦委員) まだ積雪はありましたが、周辺農地への影響はないことを確認してきました。

議長 (沼部会長) お諮りいたします。
これより議第5号について、審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長 (沼部会長) ………異議なしの声………
異議なしと認めます。
よって、一括して審議いたします。
この案件について、質疑、意見を求めます。

議長 (沼部会長) ………なしの声………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長) ………全員挙手………
許可することが全員と認めます。
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。

15番
(峠田一徳委員) 暫時休憩をお願いします。

議長 (沼部会長) それでは、暫時休憩します。(ときに午後3時15分)

議長 (沼部会長) 総会を再開します。(ときに午後3時18分)

議長 (沼部会長) 次に日程第8議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し1件の許可申請がありましたので提案するものであります。
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 　1番につきましては、■■■■が■■■■より、▲▲字▲▲の一部地目 田 111.57 m²を賃貸借し、工事用地として使用するために申請があったものです。
　当該地は、農用地内農地でありますが一昨転用であり転用目的も問題なく許可要件を満たすと考えます。

議長（沼部会長） 　ここで現地確認について16番本間仁一委員より報告をお願いします。

16番
（本間仁一委員） 　2月18日に、私と、峠田一徳委員、嶋貫主任の3名で、5条1件の現地調査を行ってまいりました。申請どおりであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長） 　これより審議に入ります。
　本案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長） 　……なしの声……
　なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
　本案件について表決いたします。
　お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

議長（沼部会長） 　……全員挙手……
　許可相当の意見を付することが全員と認めます。
　よって本案は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長） 　次に日程第9議第20号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。
　提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 　ただ今上程されました議第20号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。
　本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し6件ありましたので提案するものであります。
　事実確認のうへ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より提案理由の説明がありました但事務局長補佐の説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 外 1 筆 登記地目が畑 合計 1,076 m²が、昭和 59 年に住宅を建築して、現在に至っているものです。

2 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 外 1 筆 登記地目が畑 合計 1,788 m²が、昭和 40 年頃より山林化して、現在に至っているものです。

3 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が田 24 m²が、昭和 63 年に車庫を建築して、現在に至っているものです。

4 番から 6 番は同一の敷地内の申請になります。

4 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が田 340 m²が、昭和 55 年頃から工場敷地として使用して、現在に至っているものです。

5 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が田 3.3 m²が、昭和 55 年頃から工場敷地として使用して、現在に至っているものです。

6 番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が田 3.3 m²が、昭和 55 年頃から工場敷地として使用して、現在に至っているものです。

6 件とも耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。

議長（沼部会長）

ここで現地確認について 15 番峠田一徳委員より報告をお願いします。

15 番
(峠田一徳委員)

2 月 18 日に私と、本間仁一委員、嶋貫主任の 3 名で現地を確認して参りました。すべての案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。
これより審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。
それでは一括して審議いたします。
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。

……………全員挙手……………

議長（沼部会長）

全員と認めます。
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第10議第8号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第8号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成31年2月14日付け農第818号をもって、南陽市長から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて賃借権設定9件の農用地利用集積計画を策定したいので当該計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよう求められておりますので、ご提案するものであります。

ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長

1番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、487㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

2番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、2,471㎡外2筆合計5,032㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

3番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、79㎡外10筆合計10268.91㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

4番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、545㎡外9筆合計17,787㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

5番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で、設定するもので、▲▲字▲▲の田、307㎡外1筆合計2,091㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

6番につきましては、■■■■と、とやまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1,484㎡外7筆合計6,528㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

7番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、476㎡外2筆合計6,314㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

嶋貫振興係長

8番につきましては、■■■■とやまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、1, 599㎡外7筆 合計 11, 237㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

9番につきましては、■■■■と、やまがた農業支援センターとの間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、2, 677㎡ 外7筆 合計 6173.58㎡を、新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

議長（沼部会長）

お諮りいたします。

これより審議にはいりますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長）

……………異議なしの声……………

異議なしと認めます。

それでは一括して審議いたします。

これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長）

……………なしの声……………

なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長）

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。

ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

議長（沼部会長）

……………挙手多数……………

決定することが多数と認めます。

よって本案件については、計画の通り決定するべきものと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第11議第9号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました議第9号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は平成31年2月12日付け農第807号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。

ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） 　ただ今事務局長より説明がありました、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。

嶋貫振興係長 　農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書17ページは、耕作者の変更をするものです。
区域名は全域、借受者は、■■■■、貸付者は、■■■■で、▲▲字▲▲の田 2, 433㎡ 外1筆、合計 3, 834㎡について、賃借権を設定するものです。契約期間は、平成31年4月24日から、平成39年2月28日までの8年、支払方法は口座振替となっております。
続きまして、議案書18、19ページをご覧ください。こちらは今回新たに設定されるものです。
区域名は全域、借受者は、■■■■外8名と1法人、貸付者は、■■■■外8名で、▲▲字▲▲の田、487㎡ 外54筆、合計65918.49㎡について、賃借権を設定するもので、契約期間は、平成31年4月27日から、平成41年2月28日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。

議長（沼部会長） 　お諮りいたします。
この案件については、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定に基づく議事参与の制限に関する委員が2名おりますので、分割して審議したいと思います。
これにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） 　……………異議なしの声……………
異議なしと認めます。よって本案件は、分割して審議することに決しました。
ここで議長を島崎栄一会長職務代理に交代いたします。

議長（島崎会長代理） 　……………島崎会長職務代理、議長席へ移動……………
議長を交代しました。

議長（島崎会長代理） 　それでは、始めに議第9号64-05及び64-06について、審議いたします。
ここで、1番沼部清伸委員の退席を求めます。

……………1番沼部清伸委員退席（ときに午後3時36分）……………

議長（島崎会長代理） 　これより本案件について、審議に入ります。
この案件について、質疑、意見を求めます。

議長（沼部会長） 　……………なしの声……………
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手を願います。

- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
ここで、1 番沼部清伸委員の復席を求めます。
- …………… 1 番沼部清伸委員復席（ときに午後 3 時 3 7 分） ……………
- 議長（島崎会長代理） ここで、議長を沼部会長に交代いたします
- ……………沼部会長、議長席へ移動……………
- 議長（沼部会長） 議長を交代しました。
- 議長（沼部会長） それでは次に、議第 9 号 97-01 及び 97-02 について審議いたします。
ここで、1 7 番黒澤ちよ子委員の退席を求めます。
- …………… 1 7 番黒澤ちよ子委員退席（ときに午後 3 時 3 8 分） ……………
- 議長（沼部会長） これより本案件について質疑意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は
挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。
ここで、1 7 番黒澤ちよ子委員の復席を求めます。
- …………… 1 7 番黒澤ちよ子委員復席（ときに午後 3 時 3 9 分） ……………
- 議長（沼部会長） これより議第 9 号 90-01 から 96-03 の案件について、審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。
- ……………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただ今の案件について妥当と認められる委員は
挙手を願います。
- ……………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 妥当とすることが全員と認めます。
よって本案件は妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成31年2月18日付け南農委告示第2号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午後3時40分）